

## 第3章 計画の基本方針

### 1 基本理念

平成18年改正の教育基本法第3条には、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と生涯学習の理念がうたわれています。

また、平成20年の中央教育審議会の答申では、各個人が、自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献するといった「知の循環型社会」の構築の必要があるとしています。

埼玉県は平成25年度に策定した「生涯学習推進指針」の中で、「学び合い、共に支える社会」を目指す生涯学習社会とし、生涯学習推進指針として「学びを支える」「学び合いを支える」「学びの成果の活用を支える」を掲げています。

本市は、「第四次川越市総合計画」の生涯学習の分野において、「市民一人ひとりが生涯を通じて学習することができ、その成果を生かすことのできる社会の実現を図ること」を目的としています。

これらを踏まえ、「第三次川越市生涯学習基本計画」の「基本理念」を次の通り設定します。

### 基本理念

**市民一人ひとりが学び、つながり、  
成果を生かす生涯学習**

## 2 基本目標

本市の生涯学習活動の推進に向けて、次の4つの基本目標を設定します。

### (1) 生涯学習を推進する体制の充実

ライフスタイルや価値観の多様化を背景に、学習内容や方法、活動時間帯等市民の学習ニーズも多様化しており、市民一人ひとりが自分に合った学習を選択できる環境づくりが必要です。

そのため、地域の教育機関とのさらなる連携の強化を図り、学びやすい環境を整えます。さらに、学んだ成果を生かす場の提供等の生涯学習を推進する体制の充実に努めます。

### (2) 家庭や地域の教育力向上

子どもの「生きる力」は、多様な人々と関わり、多様な場で、様々な経験を重ねていく中で育まれるものです。

しかしながら、価値観やライフスタイルが多様化し、社会が急速に変化する中で、家庭や地域での教育が困難になっていると指摘されている現在、コミュニティの再構築を通じて、子どもの学びを支える必要があります。

学校・家庭・地域の連携を進めると同時に、地域ぐるみの教育活動を支援することにより、家庭や地域の教育力向上に努めます。

### (3) ライフステージ<sup>9</sup>、社会変化に応じた学習機会の充実

生涯にわたっていきいきと充実した生活を送るためには、人生の各時期において、発達段階に合わせて学ぶことが必要です。また、現代社会は急速に複雑化しており、様々な現代的課題に応じた対策や学習が必要となります。

市民一人ひとりが生涯学習を通して心身ともに健康で生きがいを持って生活できるよう、各課題やニーズに応じた学習機会の充実に努めます。

### (4) 身近な学習施設の整備・充実

市民の能動的・自発的な学習活動を促進させるためには、市民にとって利用しやすい学習施設の整備・充実に努める必要があります。

そのためには、計画的な施設の整備を進めるとともに、各生涯学習関連施設間の連携体制を整えることが不可欠です。ウエスト川越内の「市民活動・生涯学習施設」や公民館等、身近な学習施設間における学習情報の共有化等を図り、各施設の連携体制を充実させるしくみづくりを行います。

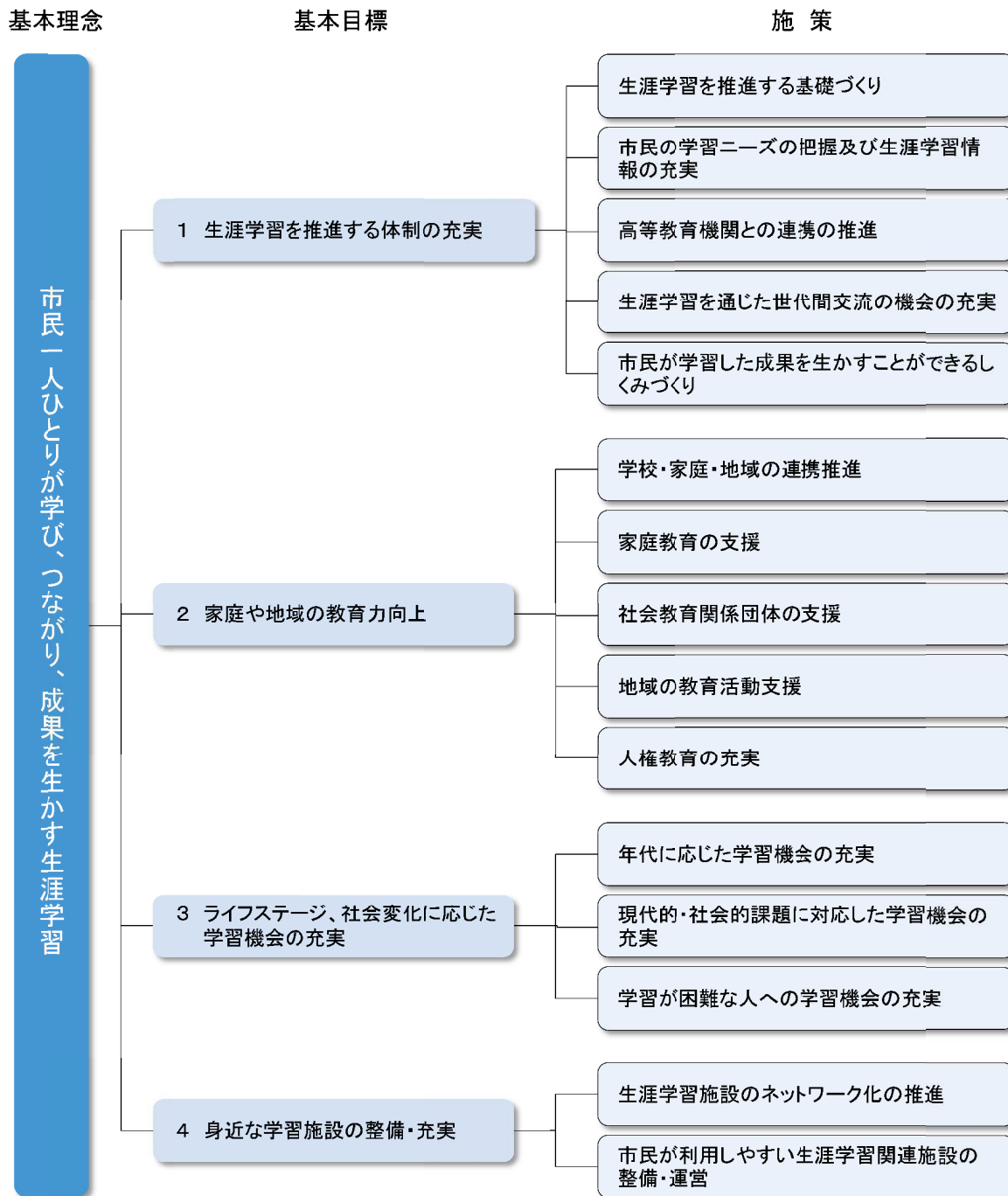
また、各生涯学習関連施設において実施する講座やイベントの充実に努めることで、多様化する市民の学習ニーズに応えるとともに、市民の自主的な活動の支援を行い、市民の身近な学習施設の充実に努めます。

<sup>9</sup> ライフステージ

人間の一生における児童期、青年期、成人期、高齢期などのそれぞれの時期。

### 3 計画の体系

本計画の体系は、以下に示す通りです。



基本目標 1 生涯学習を推進する体制の充実

施 策	細施策
1-1 生涯学習を推進する基礎づくり	①生涯学習を推進するための体制の充実 ②市民参加の体制の充実
1-2 市民の学習ニーズの把握及び生涯学習情報の充実	①学習ニーズの把握 ②市民が利用しやすい生涯学習情報の提供
1-3 高等教育機関 <sup>10</sup> との連携の推進	①高等教育機関との連携体制の充実 ②共催による講座等の充実
1-4 生涯学習を通じた世代間交流の機会の充実	①地域社会における世代間交流の推進
1-5 市民が学習した成果を生かすことができるしくみづくり	①学習ボランティアの養成と活用 ②学んだ成果を生かす機会の提供

基本目標 2 家庭や地域の教育力向上

施 策	細施策
2-1 学校・家庭・地域の連携推進	①子どもサポート委員会の活動の支援 ②家庭・地域における青少年健全育成の推進 ③放課後子供教室 <sup>11</sup> の検討
2-2 家庭教育の支援	①PTA家庭教育学級 <sup>12</sup> の充実 ②地域等の子育て支援体制の整備・充実
2-3 社会教育関係団体の支援	①PTA連合会への支援 ②子ども会活動の支援
2-4 地域の教育活動支援	①地域の教育資源を生かした学習機会の提供と充実 ②地域で活動する市民団体等の支援 ③防犯意識高揚のための啓発
2-5 人権教育 <sup>13</sup> の充実	①人権教育・啓発の推進

<sup>10</sup> 高等教育機関

大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校（専修学校専門課程）等の、初等中等教育の次段階の教育課程である高等教育を提供する教育機関の総称。

<sup>11</sup> 放課後子供教室

全児童を対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちが共に学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等を行うもの。

<sup>12</sup> 家庭教育学級

保護者が親としての役割や責任を自覚するため、一定期間継続して、家庭における望ましい生活習慣や倫理観などを学ぶための活動。

<sup>13</sup> 人権教育

人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動で学校教育及び社会教育を通じて推進される。

## 基本目標3 ライフステージ、社会変化に応じた学習機会の充実

施策	細施策
3-1 年代に応じた学習機会の充実	①乳幼児期の学習機会の充実 ②青少年期の学習機会の充実 ③成人期の学習機会の充実 ④高齢期の学習機会の充実
3-2 現代的・社会的課題に対応した学習機会の充実	①文化芸術 <sup>14</sup> 活動の充実 ②郷土文化の伝承の推進 ③生涯スポーツの推進 ④健康づくりを支援する活動の充実 ⑤誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくりの推進 ⑥国際感覚に優れた市民の育成 ⑦男女共同参画に関する学習機会の充実 ⑧環境に関する学習機会の充実 ⑨消費生活のための学習機会の充実 ⑩情報化社会に対応した学習機会の充実 ⑪就労支援のための講座等の充実 ⑫農業体験学習の充実
3-3 学習が困難な人への学習機会の充実	①高齢者支援のための学習機会の充実 ②障害のある人の学習機会の充実 ③障害のある人の支援者のための学習機会の充実 ④様々な困難を有する人の学習機会の充実

## 基本目標4 身近な学習施設の整備・充実

施策	細施策
4-1 生涯学習施設のネットワーク化の推進	①生涯学習関連施設間の連携の推進 ②民間事業者との連携
4-2 市民が利用しやすい生涯学習関連施設の整備・運営	①市民活動・生涯学習施設の充実 ②文化施設の充実 ③公民館の整備 ④市立図書館の充実 ⑤市立美術館の充実 ⑥市立博物館の充実 ⑦児童館の充実 ⑧地域ふれあいセンターの充実 ⑨公園の充実 ⑩公共施設予約システム <sup>15</sup> の運用・整備

<sup>14</sup> 文化芸術

「文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）」によると、「芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化、国民娯楽、出版物、文化財」などが例示される。

<sup>15</sup> 公共施設予約システム

総合体育館やテニスコート、各公民館等をインターネットで利用予約できるシステム。利用には、登録が必要で、「利用者登録カード」が発行される。